

京都市告示第 6 5 3 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

京都市長 門 川 大 作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市ユースサービス協会	京都市青少年活動センターの使用料の徴収	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)